

◇大阪市水道局臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

- 1 臨時的任用職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合における特別休暇を新設することにした。
- 2 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 3 この規程は、令和6年6月1日から施行することにした。

(水道局総務部職員課)